八	セメント若しくはれんがの原料、骨材又は鋳型の乾燥の用に供する乾燥炉	別表第五の一の項から二九の項までに掲げる燃料	○・○○○○二九
九	乾燥炉（八の項に掲げるものを除く。）	別表第五の一の項から二九の項までに掲げる燃料	○・○○○○○六六
一〇	工業炉（二の項から九の項までに掲げるものを除く。）	別表第五の一の項から一〇の項まで又は三一の項から三四の項までに掲げる燃料	○・○○○○一三
		別表第五の一一の項から二〇の項までに掲げる燃料	○・○○○○○八三
		別表第五の二一の項から二九の項までに掲げる燃料	○・○○○○○二三
一一	ガスタービン（航空機又は船舶に用いられるものを除く。）	別表第五の一一の項から二九の項までに掲げる燃料	○・○○○○○八一
一二	ディーゼル機関（自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く。）	別表第五の一一の項から二九の項までに掲げる燃料	○・○○○○○七〇
一三	ガス機関又はガソリン機関（航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。）	別表第五の一一の項から二九の項までに掲げる燃料	○・○○○○五四
一四	業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具	別表第五の一の項から一〇の項までに掲げる燃料	○・○○○二九
		別表第五の一一の項から二〇の項までに掲げる燃料	○・○○○○○九五
		別表第五の二一の項から二九の項までに掲げる燃料	○・○○○○○四五
		別表第五の三七の項から四一の項までに掲げる燃料	○・○○○二九

別表第五を次のように改める。

別表第五（第四条及び第五条関係）

一	輸入原料炭	トン	二十八・七
二	コークス用原料炭	トン	二十八・九
三	吹込用原料炭	トン	二十八・三
四	輸入一般炭	トン	二十六・一
五	国産一般炭	トン	二十四・二
六	輸入無煙炭	トン	二十七・八
七	石炭コークス	トン	二十九・〇
八	石油コークス又はＦＣＣコーク（流動接触分解で使用された触媒に析出する炭素）	トン	三十四・一
九	コールタール	トン	三十七・三
一〇	石油アスファルト	トン	四十・〇
一一	コンデンセート（ＮＧＬ）	キロリットル	三十四・八
一二	原油（コンデンセート（ＮＧＬ）を除く。）	キロリットル	三十八・三
一三	揮発油	キロリットル	三十三・四
一四	ナフサ	キロリットル	三十三・三
一五	ジェット燃料油	キロリットル	三十六・三
一六	灯油	キロリットル	三十六・五
一七	軽油	キロリットル	三十八・〇
一八	Ａ重油	キロリットル	三十八・九
一九	Ｂ・Ｃ重油	キロリットル	四十一・八
二〇	潤滑油	キロリットル	四十・二
二一	液化石油ガス（ＬＰＧ）	トン	五十・一
二二	石油系炭化水素ガス	標準環境状態に換算した千立方メートル	四十六・一
二三	液化天然ガス（ＬＮＧ）	トン	五十四・七
二四	天然ガス（液化天然ガス（ＬＮＧ）を除く。）	標準環境状態に換算した千立方メートル	三十八・四
二五	コークス炉ガス	標準環境状態に換算した千立方メートル	十八・四
二六	高炉ガス	標準環境状態に換算した千立方メートル	三・二三
二七	発電用高炉ガス	標準環境状態に換算した千立方メートル	三・四五
二八	転炉ガス	標準環境状態に換算した千立方メートル	七・五三
二九	都市ガス	標準環境状態に換算した千立方メートル	四十・〇